

第六十一回国会
衆議院
内閣
委員
會議
録
第十四号

昭和四十四年四月十一日(金曜日)

午後三時十九分開議

出席委員

委員長 藤田 義光君

理事 伊能繁次郎君

理事 塩谷 一夫君

理事 三原 朝雄君

理事 浜田 光人君

赤城 宗徳君

内海 英男君

菊池 義郎君

三池 信君

川崎 寛治君

華山 親義君

伊藤惣助丸君

出席國務大臣

厚生 大臣 斎藤 昇君

出席政府委員

厚生大臣官房長 戸澤 政方君

厚生省公衆衛生局長 村中 俊明君

厚生省環境衛生局長 金光 克己君

厚生省医療局長 松尾 正雄君

厚生省児童家庭局長 渥美 節夫君

厚生省看護局長 実本 博次君

委員外の出席者

厚生大臣官房統制調査部長 浦田 純一君

厚生省人口問題研究所長 館 稔君

専門員 茨木 純一君

四月十日

委員三ツ林弥太郎君、小澤貞孝君及び吉田之久君辞任につき、その補欠として木村武雄君、受田新吉君及び永末英一君が議長の指名で委員に

選任された。

四月十日

国立病院等職員酌定年制反対等に関する請願外

一件(井岡大治君紹介)(第三五六二号)

同(井手以誠君紹介)(第三五六三号)

同(外一件)江田三郎君紹介(第三五六四号)

同(小川三男君紹介)(第三五六六号)

同(大原亨君紹介)(第三五六七号)

同(太田一夫君紹介)(第三五六八号)

同(勝間田清一君紹介)(第三五六九号)

同(外一件)河野正君紹介(第三五七〇号)

同(栗林三郎君紹介)(第三五七一号)

同(内藤良平君紹介)(第三五七二号)

同(村山喜一君紹介)(第三五七三号)

同(安井吉典君紹介)(第三五七四号)

靖国神社国家護持に関する請願外八件(愛知接

一君紹介)(第三五七五号)

同(外二件)江崎寛澄君紹介(第三五七六号)

同(外二二件)(推名悦三郎君紹介)(第三五七七

号)

同(外五件)進藤一馬君紹介(第三五七八号)

同(外二件)(中垣國男君紹介)(第三五七九号)

同(外三件)(中村滿一郎君紹介)(第三五八〇号)

靖国神社国家護持の立法化反対に関する請願

(伊賀定盛君紹介)(第三五八一号)

同(小川三男君紹介)(第三五八二号)

同(畑和君紹介)(第三五八三号)

靖国神社国家管理反対に関する請願(井上普方

君紹介)(第三五八四号)

同(大出俊君紹介)(第三五八五号)

同(大柴滋夫君紹介)(第三五八六号)

同(河上民雄君紹介)(第三五八七号)

同(神門至馬夫君紹介)(第三五八八号)

同(佐野進君紹介)(第三五八九号)

同(只松祐治君紹介)(第三五九〇号)
同(中村重光君紹介)(第三五九一号)
同(橋崎弥之助君紹介)(第三五九二号)
同(野間千代三君紹介)(第三五九三号)
同(長谷川正三君紹介)(第三五九四号)
同(畑和君紹介)(第三五九五号)
同(華山親義君紹介)(第三五九六号)
同(細谷治嘉君紹介)(第三五九七号)
同(村山喜一君紹介)(第三五九八号)
同(依田圭五君紹介)(第三五九九号)
行政機関の職員酌定に関する法律案反対等に関する請願(江田三郎君紹介)(第三六〇〇号)
同(外一件)大出俊君紹介(第三六〇一号)
同(村山喜一君紹介)(第三六〇二号)
婦人少年室廃止反対等に関する請願外二件(渡海元三郎君紹介)(第三六〇三号)
は本委員会に付託された。

本日の會議に付した案件

厚生省設置法等の一部を改正する法律案(内閣提出第二二二号)

○藤田委員長 これより會議を開きます。

厚生省設置法等の一部を改正する法律案を議題とし、質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。華山親義君。

○華山委員 まず大臣に伺いますが、児童手当のことがこの法案に出ておるわけでありませうけれども、児童手当の基礎的の考え方といたしまして、児童を養育するために家計上の負担がある。したがって、これらの負担はできるだけ軽くしてやらなければならないというのを社会保障の面で考えられるのか、あるいは今日の人口の問題等と関連しまして、そういうふうな点を基礎的の観念とし

て考えられているのか、あるいは今後における児童、それが成人いたしますれば日本の発展あるいはそういうことのために働く人々たちであるので、これは家庭にだけまかせておくべき問題ではない。国民全体の義務として、あるいは児童の権利として、これは国家においても養育していかなければならない。こういうふうな三つの基礎的な観念が私はあると思いますけれども、厚生大臣はその三つのうち重点的にはどれなのか、お答えを願いたい。

○斎藤國務大臣 申し上げるまでもなく、児童手当は先進各国で、それぞれ形態、内容は違いますが、やっております。そして日本では社会保障の三本柱といわれている児童手当制度がまだできていない、これは社会保障の見地から非常に立ちおかれておる、こう言われておるわけでありませうが、やはり私は率直に申しまして、次代をになう児童がすくすくと育つように、社会保障の一環としてやるべきものだと思っております。同時に、世界各国におきましても、多くはやはり人口問題ともからみ合わせてやっておりますのでございませう。日本の現状を見ますと、御承知のようにここ十年、すでに再生産率を割っております。その理由はいろいろありましようが、生活水準が向上してまいりまして、もともと向上させたいという、いわゆる自分たちの生活内容をもっと高めたいということから、ここで家族計画というふうなことも及んでおるのが現状でございますから、その両方を踏まえまして、児童手当制度を早期に、少なくとも明年には実現をいたしたい、かように思っております。

○華山委員 明年には実現されるということにつきましては、政治上の問題でございませうから、また他の委員等から質問もあると思っておりますので、私はここでは避けませんが、人口問題について伺いたいと思っております。

現在の人口の構成は正三角形の形になっておるのか、鐘型の形になっておるのか、あるいは上の太ったような形になっておるのか……

○藤田委員長 ちよつと速記をストップして。

〔速記中止〕

○藤田委員長 速記を始めて。

○華山委員 いま質問が中絶しましたので、もう一度申し上げますが、人口問題研究所の所長にお伺いいたしますけれども、年齢別人口構成、男女別の構成の形といたしまして、戦前は正三角形の形をなしておりましたが、現在どういう形になっておりますか。

○館説明員 ただいまのお尋ねにお答え申し上げます。大体御指摘のとおり、戦前はピラミッド型をいたしておたのですが、最近におきましては、つり鐘型を少し経過いたしまして、むしろつば型に近づいているという形をとってまいりました。つまりその意味は、ただいま大臣のおこ

とばにもございましてけれども、縮小再生産の含みを人口構造が見せてきた、こういう状態でございます。

○華山委員 この原因は日本の出生率が落ちたからこういうふうになったのかどうか、あるいは乳児死亡率の傾向、幼児死亡率の傾向が出生の減少を補うことができない、そういうふうなことのた

○館説明員 お答え申し上げます。

死亡率も非常に改善されてきて、ただいまでは死亡率は先進国の中でもむしろ上と申しましょ

○華山委員 戦前におきましては、フランスが、いまおっしゃったような人口構成の形をなして、あるいはなろうとしておるといふふうにいわれま

○館説明員 お答え申し上げます。

死亡率につきましては先ほど申し述べたとおり、先進国の中でもよいほうでございますが、出生率のほうもまた先進国の中で最も低い部類に属して

○華山委員 昔からいわれたことでございますけれども、いまだどうなっておりますか、ちよつとわかりませんが、子供を二人だけ生むという傾向があるわけ

○館説明員 お答え申し上げます。戦前では三人近くが必要だったわけでございますけれども、現在では死亡率がたいへんよく改善されましたので、したがって将来人口がふえも減りもしないで横ばい

平均の子供を生むということ、私どものほうでは静止限界の出生力と呼んでおるのでござい

○華山委員 妊娠のできない女の方もありますし、それから結婚をしない女の方もありますけれども、いま所長のおっしゃっているのは、これは全部の適齢女子のことをおっしゃるのですか、それとも生める人のことをいっているのですか。

○館説明員 お答え申し上げます。

これは全部を平均しての数字でございます。出生する可能性のある十五歳から四十九歳までの女子の人口一人当たりの平均で申し述べたのでござ

○華山委員 そうしますと、二人、三人生む人も、四人生む人もおられますから、二・一四程度であれば日本の人口というものが現状のままでいくという

○館説明員 お答え申し上げます。それで、そういう実態でいいのかわかる、先ほどつば型とおっしゃいましたけれども、このつば型の人が生産年齢に達した場合には、生産年齢人口が減少して、日本

○館説明員 お答え申し上げます。静と

○館説明員 お答え申し上げます。静と

○館説明員 お答え申し上げます。静と

○館説明員 お答え申し上げます。静と

○館説明員 お答え申し上げます。静と

○館説明員 お答え申し上げます。静と

○館説明員 お答え申し上げます。静と

○館説明員 お答え申し上げます。静と

て、私は非常にその点心配なので、厚生大臣、ひとつお考えを願いたいのでございますけれども、都会における住宅の問題等につきまして、それらの面からほんとうに長い目の日本の人口問題について考慮していただきたいと思うのです。ここに、児童手当を幾ら出すことになるかわかりませんが、私は多少の児童手当を出したからといって、それでいま所長のおっしゃったような今後の問題というのは私は解決されないと思います。その他のいろいろなことがございまして、そういう点につきまして、ひとつ厚生省といたしまして、人口問題研究所というものを活用されまして、そしてその声によるところのPRというものをやらせまして、その点に御考慮を願いたい。

まことに昔のことを言つて恐縮でございますけれども、私たち若いときには日本の人口がふえ過ぎるということが盛んにいわれたものであります。日本の人口がふえ過ぎるという日本人の観念、そういうふうなことから私は大東亞戦争に、あるいは支那事変に突入した、こういう歴史を日本は持つていると思う。いまそれとは逆に、日本の人口がこのまま静止の状態にいくとするならば、私は日本という国は、もう十年、二十年たつたあとのことはわかりませんけれども、ヨーロッパ諸国等と違ひまして、他国から労働者を入れるということとは非常に困難だ。そういう面から私は静かにそして長い目でこの人口問題というものを重要視していただきたい。最近の日本の風潮は人口問題を軽んじているんじゃないか。こう思いますが、大臣、所見をひとつ伺っておきたい。

○斎藤事務大臣 私はいくつか華山さんと同様の意見を持っております。おっしゃるとおり、ここ十年あるいは十五年たてば、青年労働者の数はいまよりもぐっと減つてまいります。もう統計の示すとおりで、しかも人口が十年間も静止状態のいわゆる再生産を割っている、こういう歴史を踏んだ国は先進国には一つもない。ほつておけば、それでは少なくとも静止線あるいはそれ以上になるかと申しますと、なるような見通しは私はない

と思つております。と申しますのは、まだまだ日本の生活水準が高まつていくという見方を私どもは持つております。高まつていくということは、もっと内容の充実したい生活をしたいという気持ちがある。子供を育てるための時間、子供を育てるための費用、それらを自分たちの生活の充実にしようという風がまだ続く。

それで住宅問題もおっしゃいましたが、それも一つの原因でもありましようが、それよりも私がいま申し上げましたような、そういうことがいままう全国的に風をなしているということでございます。農村や中小都市等におきましても出生率が大體同じでふえておらない。大都會の住宅の不足のところだけがそういう傾向を示しているかというところではないわけでありまして、農村においても子供を三人も持てば人から笑われるのだというふうな今日の風をなしておるわけでございます。それから、したがつて、その風を何とかして是正していかねばならぬのじゃないだろうか、國、民族全体ということからももちろんであるし、同時にわれわれの家族構成という点から考へても、私はさうだと思ひます。それにつきましましては、なすべき施策はたくさんあると思ひますが、そういうことを宣伝をいたしますかたわら——子供を産めといふと戦前の産めよやせよ、また軍国主義の昔に返すのかというふうなことをいわれることをおそれて、いままでどうもあまりそういう宣伝がなかったと思ひますが、今日はいまもうそういうときではないと思つております。そこで、少なくとも國としては児童手当というものを設け、少なくとも人口の維持できる程度に産める者は三人ぐらいは産むのがあたりまえだという風をなすために私は児童手当が必要ではないだろうか。そのほかに住宅問題その他いろいろの問題がありますけれども、これが一番大きな一つの柱となつて、そしてそういう風を起していく必要があるのではないだろうか。フランスも同じような手を用いてやつてまいつております。西独あるいはイギ

リスも児童手当制度を設けましたときには、やはり人口の静止状態あるいはそれを割るというときであつたように私は思つております。

○華山委員 最も顯著だったのがフランスでございまして、フランスは人口問題の立場から児童手当というふうなものが始まつたと私は覚えておりますけれども、それはすいぶん前の話だと思ひます。それで私も何も産めよやせよというのではないけれども、とにかく子供を三人程度は産める人は産めるような環境、そういう環境になつてもらわないと、日本は将来人口問題で労働力が足りないばかりでなくて、いろいろな混乱を起さしやしないかというふうな氣もいたしますので、御留意をお願いいたします。

最近の乳児死亡率はどんなふうになつておりますか、これは統計局長でもあるいは研究所長でもよろしうございまして。

○浦田説明員 乳児死亡率についてお答えいたします。乳児死亡率は戦後最も目ざましい改善を遂げたものの一つでございまして、数字で申し上げますと、戦前の昭和十年のところで申し上げますと、これは出生千単位についての数字でございますが、一〇六・七という死亡率でございました。それが戦後の一番はつきりした統計がとれました昭和二十二年では七六・七というふうに改善されておりますが、以後漸時低下いたしまして、三十年では三九・八、それから昭和三十五年では三〇・七、四十年では一八・五、最近の四十二年の数字といたしましては一五・〇といったような数字を示しております。

○華山委員 たいへん下がりましたと思ひますが、乳児あるいは幼児の死亡の原因、死因について、統計的に見まして従来と比べて何か顯著な傾向、変わり方というふうなものが見えておりますか。

○斎藤事務大臣 私も特にこの点に興味といひますが、必要性を感じて調べているのでございまして、いま政府委員から申し上げましたように、一歳から四歳まで、また五歳から九歳まで、十歳か

ら十四歳まで、これらの乳児、幼児の死亡率はぐつと下がつてきているわけでございます。しかしその死亡原因の第一順位は不慮の死なんです。病気じゃないのです。病気のほうは非常に減つてきております。これは十五歳まで続いております。それからその次の第二の原因は、一歳から四歳までは肺炎とかあるいは気管支炎になつております。五歳から十四歳までは悪性新生物、いわゆるガン系統のものでございまして、これが第二位です。それから十五歳から上になつてくると、ことに女子はさうであります。自殺が非常に多い。第一位を占めております。そういうふうな状況でございます。とつてからのいわゆるガンあるいは脳溢血あるいは心臓系統というわけでありまして、若い間は不慮の死あるいは自殺、それからいわゆる幼児ガン、そういうものが多いたつて、したがつて、今後の施策といたしましては、そういう面で大いに考へなければならぬ点がある。不慮の死のうちで一番多いのがやはり交通事故でございます。

○華山委員 いろいろなことでは不慮の死、昔はあまりなかつたことではございます。それが多くなつたということは、これは何か人の力で防止できると思ひますけれども、乳児ガンが死因の中で割合が高くなつてきている、驚くべきことに第二位を占めてきたというふうなことにございまして、何が原因なのか。よくいわれることではございますけれども、幼児の食べるいろいろなジュース類あるいはお菓子、こういうものにガン発生の物質が含まれてはいるのじゃないか。たとえばジュースと称するものを店頭で売つておりますけれども、あれは甘味に——甘味は砂糖を使つておると思ひますけれども、甘味に色をつける、その色はインクなんです。それからあるいは防腐剤が入つてくるかもしれない。そういうふうなことが乳児のガンといふものを発生させているのじゃないか。たださへも低い日本の出生率ですから、そういうものから子供を守つていかなければならない。厚生省と

いたしまして、子供の食べるもの、飲むもの、そういうことについて徹底的に原因を究明されるときに、そういうことによつて発生するということをひとつよく考えてもらいたい。当時の医学でございましてからわからなかったのかもしれないけれども、私も統計というふうなものを見たときには、子供にはガンがないものだ、子供の死因でガンなどというものは統計的にはほとんどあらわれない。たまたまありますと、それは非常に珍しい例として引用されたものです。それがこのようになったということは、私は何か食べものに変化の原因があるんじゃないかと思う。ひとつその点につきまして厚生省のお考えをお聞きしたい。

○斎藤国務大臣 私もその点に非常に注意をいたして見ておるのでございますが、統計上は他の病気で死ぬ子供が非常に増えてきたということからこれが表面にあらわれてきた、これが一番大きな原因であろうと医者の専門家なんかも言っておられます。しかしまあおっしゃいますように、後天的に食べものとかその他の点からまた起こるのじゃないだろうかという点も注意を加えまして、いまおっしゃいますような食品衛生には今後さらに留意をいたしてまいりたい、かように思っております。学問的には、いわゆる乳児ガンというものの発生の理由は、まだ十分究明されてはいないようでございます。

○華山委員 子供のガンなどというのは、私たち、あまりその当時の医学が進歩しておらなかったからかもしれないけれども、ほとんど聞かなかったのですね。いまおっしゃるとおり、ほかのものが減ってきて、ガンはなおせないから割合として順位が上がってきたということも私、わかりますけれども、絶対数としても乳児ガンというものは多くなってきたのじゃないか、こういうふうにも考えられますので、その点につきましてひとつよく御検討の上、いろいろな子供の口にするものについて徹底的な取り締まり法を考えていただきたいと思ひます。

それからもう一つ、私の都合ですけれどもちょっと時間ありませんので飛ばしますが、最近の農村の状態ですね。先ほどおっしゃいましたとおり、農村でもあまり子供を産まなくなつたということがありましよう。そういう風潮のあることは私、わかりますけれども、現在の農村人口の人手不足、これが婦人の体質に影響を来たしているのじゃないか。とにかく兼業農家としてだんなさんがよそにたつとめる、あるいは出かせぎに出る。その間、婦人が子供を守りながら、家を守りながら農耕をやつていかなければいけない、その労働、それからこれに加わるところの、農薬等を浴びてやつていなければいけないというふうな事実、それから一面には、私はこれは統計的に知っているわけじゃないけれども、自分が働かなければ農耕ができない。非常な農家の働き手になつてゐる。したがって、妊娠の場合には妊娠中絶が行なわれている。こういうふうなことが、私は農村婦人に都会に比べても大きな負担があり、そして妊産婦を落としてゐる原因になつてゐるのじゃないか、こういうふうにも思ひます。よく農夫症というのを言う。これは農夫症と書いた農婦症と書いたたりいたしますけれども、その点について私は三年ほど前からときどき言つてゐるのでございますが、その究明、その対策、そういうふうなことに厚生省は特段の力が入つていないのじゃないか。あるいは神経痛、あるいは腰痛、そういうことになつてくるわけでございますけれども、婦人の妊産力という問題のほかに、農村の婦人の健康を守つていく、この点につきましてもう少し厚生省なりあるいは労働省の婦人少年局なりで政策を活発にやつていただきたいと思ひうのでございますけれども、大臣、ひとつ抽象的ではなく、具体的に御答弁をお願いしたいと思います。

○斎藤国務大臣 私も農村生まれで、しよつちゅう農村のほうに帰つたりいたしておりますから、事情は大体存じておるわけでありまして、いまおっしゃいますように、最近の農村の婦人の労働過重というものは相当ひどうございます。したが

いまして、その過勞からくるところの病氣、農夫症、これはむしろ農夫症でなしに女のほうの農婦症が多いと思ひますが、そういう傾向も十分承知いたしております。厚生省といたしまして、そういうことに対処をいたしますために、本年も特に農村の母子保健には相当力を入れまして、予算も、もし御必要でしたらあとで政府委員から説明をいたさせますが、そうした施策を、あるいは母子センターを設ける、あるいは巡回指導をやる、巡回診療をやるというようなことを昨年よりも本年はさらに一歩前進をさせまして、今後そういうことに一そう力を入れて対処していきたい、かように考えております。

○華山委員 特定の各県に衛生試験所がありますし、また国立の病院等もある地方はあるわけでございます。それからいろいろな特別の篤志家の研究家もあるわけでありまして。巡回治療といふけれども、あの病氣は原因が何なのか、どこからくるのかということがまだ不明確なんじゃないか。働き過ぎるからああいうことになるのだとも言えないのじゃないか、こういうふうにも思ひますので、その点につきましてひとつ特別の予算でも組みまして、あるいはわからないかもしれませんが、原因と治療とに徹底的な究明をしていただきたい。特別の篤志家がただこれ言つてゐるということになしに、ひとつお願いをしたいと思ひます。どうでございますか。

○斎藤国務大臣 確か農夫症関係につきましては、厚生省で特別のお医者さんを班に組んで調査をするということはまだしてないと思ひます。来年あたりからはぜひそういうしたいと思ひますし、現にいろいろそういうことに研究をしてくだすつてゐるお医者さんがございますから、ひとつ今後特にそのほうにも重点を注いでまいりたい、かように思ひます。

○華山委員 それではたいへん短くなりましたけれども、その程度で私は質問を終わりたいと思ひます。

○藤田委員長 大出俊君。

○大出委員 この設置法の改正の中で医師、歯科医師、保健婦、助産婦、看護婦、理学療法士、作業療法士の試験の実施に関する事務を別に設ける試験委員につかさどらせる、こうなつていきますが、昨年の国会で通りました例の診療エックス線技師法などの特別講習その他をやつたあとと試験を受けさせることになるのだということでありまして、その種の試験の問題というのはどういふか、こゝでつくるのですか。

○松尾政府委員 試験問題は試験委員が任命されまして、この試験委員がその審議会の方針に従ひましてそれぞれ決定をする、こういう専門家の出題に依頼をしてゐる次第でございます。

○大出委員 試験委員になつてゐる人は、大休どういふ人を試験委員にしていますか。

○松尾政府委員 大休放射線医学会のメンバーが中心でございます。

○松尾政府委員 何名ですか。

○松尾政府委員 二十四名と記憶いたしております。

○大出委員 ところで、この診療エックス線技師法など非常に関係のある——というのは身分法という意味で関係のあるということですが、本委員会の理事を長らくおつとめになつておりました八田先生等が当時、三十四年でございましてけれども、議員立法でたいへん苦勞をされてお出しになつた衛生検査技師法という法律が今日あるわけでありまして。この衛生検査技師法に關しましては私もこの委員会でも数回質問申し上げてゐるのであります。今何回か厚生省でこの衛生検査技師法について改正案ないしはそれに類する御相談をされておるうちに承つておりますが、私も電話でその要点について直接承つたこともありますが、それだけでも、それがどの程度進んで一体いつごろどうなるのかという日程的な点と申しますか、日にちのめど、そういう点をまず承つておきたいわけであり

○松尾政府委員 ただいまの衛生検査技師法は、その経過につきましては先生御指摘のような経過でございます。昨年厚生省でその衛生検査技師法をどうするかという点についての研究会を設けまして、最近までその研究を続けてまいりました。その結果に基づきまして、ただいま御指摘のように衛生検査技師法を改正したいという準備を進めております。その大体的時期といたしましては、まだ法制局等のそういう審議も終わっておりませんけれども、今月の終わりのころまでは何とかまとめて御提出申し上げたい、こういう順序を進めております。

○大出委員 今月末ごろまでにまとめるというのは、衛生検査技師法一部改正の要点ぐらいのところをおまとめになるというわけでございますか。

○松尾政府委員 もう法案という形にしてまとめたいというスケジュールでございます。

○大出委員 そうすると、一部改正の要点などというものはもうできておるわけでございますか。

○松尾政府委員 大体的骨子を申し上げます、最近御承知のとおり検査技術というものの進歩が非常に著しいわけでございますから、そういう問題に対応できますように衛生検査技師の業務範囲を第一番目に拡大したい。具体的には、これは従来血液検査とか細菌検査とかいうようにあげられておりますもののほかに、いわゆる臨床生理学的検査というものが担当できるような範囲に広げたいということが第一点でございます。

それから、そういったことに伴いまして衛生検査技師の就学期間、養成期間というものを、ただいまは二年ということになっておりますが、これを三年というふうに引き上げたい。

それから第三点としましては、都道府県知事の免許になっておりますのを厚生大臣の免許に切りかえてまいりたい、そういうことでございます。

そのほか、衛生検査施設、検査所といいますが衛生検査を担当する施設というものがございまして場合に、それらについて届け出なりその所在を明らかにして、内容が正確にできますような規制を加えたい、こういうことが大体中心でございます。

○大出委員 定義がいまお話に出ましたですね。総則的な事項の中に定義というものが今日ございす。その定義を改めよう、こういうお話だろ。うと思うのでありますが、よくお読みおきいたいただきたいのですが、よろしくございすか。この「衛生検査」とは、従来の検査及び臨床生理学的検査（生理学的検査に属する行為のうち政令で定めるもの）ということ、こういうことでございすか、まず第一点は。

○松尾政府委員 そういう定義のところは先ほど申し上げましたような「臨床生理学的検査」というものをプラスして加えたい、こういうことになります。

○大出委員 そこでこの「従来の検査及び臨床生理学的検査」、こうなっているわけですね。したがって挿入されるものは「臨床生理学的検査」、これが挿入される、こういう理解でよろしくございすか。

○松尾政府委員 総括的には「臨床生理学的検査」ということでございす。ただ中身につきましては、その範囲は政令で定める、こういうことになります。

○大出委員 従来、政令で定めるということになって出てくる法律が多いわけでありすが、その際、その政令の中身というのはどうなるのかという点ですね。ここを明らかにしておきまないと、とかく論議の焦点が変わってまいります。例をあげますが、たとえば臨床生理学的検査というと、たとえば脳波であるとか心電図であるとかいうふうなものはその中に入るのだらうと思ひます。従来の定義からいきますとこれは入っております。それから、したがって、いま私二つ例をあげましたが、政令で規定しようとする「臨床生理学的検査」というものの範囲は、たとえばいま私が申し上げたもののほかにどのくらいのものでございすか。

○松尾政府委員 ただいま御指摘にございましたような脳波あるいは心電計、それから同様なものとして心音記録計あるいは筋電計、こういったたぐいのものが大体的に政令で定める「臨床生理学的検査」の具体的な中身になっております。

○大出委員 ところでいまお話しになっておる新たに挿入する「臨床生理学的検査」というものの「従来の検査」、こうなるわけですね。そこで問題があるのではありませんか、新たに挿入をしたこの挿入事項と、それからいまお話しがございせんできたが、つまり改正の要点について申し上げましたというお話の中にならぬのでありますけれども、免許に関する事項のところ、おそれることは第一種免許、第二種免許というふうにお分けることになるのだらうと思ひますが、そこらの関係はどうなっていますか。

○松尾政府委員 従来の検査というものと、それから新しくそういうふうに加わっていきます業務範囲までをやる衛生検査技師、こういうものが当然出てくるわけでございますので、ただいま私どもの考え方としては免許を二通りに分けた。それは御指摘のように一種、二種という名前で一応は整理をしてみたい、こういう段階でございす。

○大出委員 もう一つ承っておきたいのですが、『衛生検査技師』とは、厚生大臣の免許を受け、衛生検査技師の名称を用いて、医師の指導監督の下に、この「指導監督の下に」というのは、関係の医師会の皆さんは、医師の指示に基づきということにしたいというふうな意見があるようでありすが、現行でいきますと、これは医師会との関係もございまいしうから、なかなか論議のあるところでございますが、医師の指導監督のもとに衛生検査または従来の検査を行なうことを業とする者をいうという趣旨に理解をしいいのですか、先ほどのお話は。

○松尾政府委員 さよう御理解いただいてけっこうであります。

○大出委員 そこで関係が出てくるのであります。が、いま申し上げた一種、二種という関係なんですけれども、旧来はこれは県知事免許でありまして。そうすると今度は一種、二種を含めて全部厚生大臣の免許を受けるということになるわけでございますか。

○松尾政府委員 新しく改正されました際には、そういう新しいものは全部厚生大臣の免許ということになります。

○大出委員 そうすると旧来の有資格者、つまり二年課程の有資格者の場合は都道府県知事の免許のままになっておる。三年課程を終わって新しく出てきた方々は厚生大臣の免許ということになっていく、そう理解していいですか。そこらはどうなんですか。

○松尾政府委員 そのとおりでございます。旧免許いわゆる知事免許というものを有効に働かせるような経過規定は設けたいと思っております。

○大出委員 現在の衛生検査技師を教育する機関としては、三年課程というものはございせんか。全部二年ですか。

○松尾政府委員 こまかい数字は記憶いたしておりませんけれども、三年課程を持ったことはございす。

○大出委員 そうすると、将来三年課程のところは厚生大臣免許になるとすると、三年課程を終わってきている現在の有資格者は一体どういう取り扱いをされるおつもりですか。

○松尾政府委員 それは新しい、厚生大臣の行なう国家試験を受けられる、こういうことになります。

○大出委員 そうすると、三年課程をやってきたも新しい試験を受けなければいけぬのですか。そのところをはっきりしてください。

○松尾政府委員 三年課程を出してもやはり国家試験は受けるというたてまえでございます。

○大出委員 そうすると、いま法律案にはなっていないようでありすが、その過程の段階における皆さんの相談だらうと思ひます。

ども、これは確かに、今度三年課程というものを前提にして厚生大臣の免許ということにするのであれば経過措置の中に何か考えなければなりません。これは診療エックス線技師法の場合でもそうでありまけれども、三年課程の方であつても、そのまま厚生大臣免許に切りかえることはしないということですね。

○松尾政府委員 やはり経過措置の中で特例を設けて、講習会等を受けて試験を受けられるという課程にしたいと思ひます。

○大出委員 問題のあるところではありますが、きようは一応どうお考えかを承ろうというつもりで質問しておりますから、論議はなるべく避けたいと思ひます。

そこで、一種、二種にまず分けるということ、免許に関する事項の中でですね。それから第一種免許は、厚生大臣が行なう試験に合格した者に対して与えるもの。その業務範囲は衛生検査なんだ。先ほどの定義のところをいうところの「臨床生理学的検査」というところまでを業務の範囲とするという意味で、その限りでは業務規制であるということになる、そういう理解でよろしゅうございませうか。

○松尾政府委員 そう御理解いただいてけっこうでございます。

○大出委員 これはある種の身分法でありますけれども、名称規制ではなく業務規制であるということになると、その試験に基づく資格要件を備えていない人はできないということになる。この点は明確でございますね。

○松尾政府委員 従来の検査については、そういう従来どおりの資格でいいわけでございます。新しく加わる部分については、御指摘のとおり、ほかの人は業として行なえない、こういうことになります。

○大出委員 そこで一つ問題がありますのは、議員立法でこの衛生検査技師法を改正してもらいたいと考える方々の中心的課題は、単なる名称規制では困るところにあるわけでありまして、

業務規制をすべきであるということに中心があるわけでありませう。

ここで一つ大臣に承っておきたいのでありますが、この種のものの、とかく身分法といわれているものは名称規制であつて業務規制ではないというのが通常であります。そこでこの衛生検査という分野、どんなに進歩しておりますけれども、私はこれは業務規制をすべきものという理解をしておりますけれども、大臣はこのところはどうかうふうにお考えになりますか。

○斎藤國務大臣 私もお説のように業務規制をすべきだと考えております。当初業務規制を考えたものが名称規制みたいなような実行になつていゝものは他の例にもありますけれども、これはやはりわれわれの生命に関する大きな問題でありますから、その点ははっきり業務規制として、こういうことをやる者は一定の資格を持った者でなければならぬというふうにするのが適当であらう、さうに考えております。

○大出委員 旧来大阪なんか例がたくさんありますけれども、町の、どうも私どもの常識から考えてもおかしいところの下請みたいなこと、うでパートなど雇つて、町のお医者さんが最近病理解査といふものを重点に置かないと治療ができないう、こういうのがふえておりますから、簡単な血液検査にしても略たん検査にしても、そういうふうなところからすべて下請みたいなことにする。あるいは町の奥さんをパートに雇つてやらせる。したがつて、ただでさえ血液検査だつて旧来誤りが二割ぐらいあるんじゃないかと思うのです。ところがそれがどうも無資格者がやるわけでありませうから、ちよいと間違ひが起る。その程度のことならまだしも、もう少し高度の検査内容であつた場合にはたいへん処方の誤りが出てくるということになる。したがつて、私はこれは厳に業務規制すべき性格のもの、こう考えるべきだと思つておるのでありますが、いま大臣が業務規制すべきものであるということをおっしゃつておられますから、その限りでは私はそれでいいと

思ひます、大臣のお考えとしては。ただしかし問題は、新しくこの臨床生理学的検査というものを挿入して、その臨床生理学的検査というものの限つて業務規制をするというものの考え方、ここに私は一つ大きな問題があると思つてゐるのであります。なぜならば、確かに脳波であるとか心電図であるとか心音であるとかいろいろございませうけれども、何もそれだけが有資格者でなければ危険だということではなくて、度合ひが多少違ふ分野がありまけれども、衛生検査技師を業とするところの者は、いま大臣が言われるほとんど人の生命に関する大事な問題でございますから、それが全く資格のない方々にゆだねられてゐる分野のほうが多いということになると、せっかくここで業務規制というお考えをお出しになるなら全部が業務規制されなければならぬ。つまり有資格者でなければならぬことにしなければならぬ。

ただ、そこでそう言い切れない皆さんの背景を私も知らないわけじゃない。なぜかといへば、需要と供給の関係で町のお医者さんがたくさんさういふ病理検査を必要とするということになると、それに携わる人の数、養成機関の数等々が問題になります。だかからやむを得ないという気持ちがあつて、大臣がいま明確に業務規制とおっしゃいました。大臣がほんとうにお考えならさうしてもしなければ困る。今回のように挿入したものだけ業務規制だなんという一つの法律改正をされれば、一つの法律でありますから、その中にここから先は業務規制だがここからはそうじゃないというものがあつては困る、筋論としてまた現実の問題として。さうだとすれば、これは業務規制というワケに入れて、さてそこで経過措置ということ

で、当面これは行ないたいのでありますから、実際の仕事の量といふゆる人間とのバランスからいって無理だから、したがつて何年なら何年という目標を置かれてそれだけの人をつくつていかなければいかぬという国の方針を明らかにして、その上で現段階はやむを得ずここまでにして置く

のだということにしないと私は筋が通らぬと思つてゐる。ここいらあたりは大臣がございませうか。

○斎藤國務大臣 私も全く御意見のとおりに考えます。できるだけその方向に進みたいと思つております。

○大出委員 そこでこの免許に関する事項の第三になります。第二種免許は従来の無試験免許資格者に対して与えるものとし、その業務範囲は従来の検査とすること、こういうことになつてゐる。一部改正の要となるものからいいますと。この点がいま私が取り上げてゐる点でありまして、こゝなつておりますと旧来の検査については全くワケもないということになる。野放しで名称規制のまま残るということになる。いませつかく大臣がさういふ方針でいきたいと思ひますというふうな御答弁になつてゐるのだが、現におたくがこしらへてゐる、いま作業を進めておられるものの中ではさういふワケすら考えていない。となると、大臣のいまの答弁と事実が明白に食い違ふのです。そこはどうかうなつておるわけですか。それは大臣でなくともけっこうでありますから……。

○松尾政府委員 従来出てまいりました経過等から見まして、そういう業務範囲を新しく広げて医師の指導監督のもとに、もっと申し上げれば、臨床生理学的検査というのは病院、診療所という限られた場所で行なうということとひとつ発展をさせたい。それからもう一つ、先ほど例としておあげになりましたいゆる検査所というやうなところで無資格でやる、こういうことはこの施設のほうでむしろ要件をきまして資格がないとやれないという縛りかけたい、こういうことが私どものいまの中心の発想でございます。従来の薬剤師とか獣医師というののに対する無試験免許というものの範囲については従来どおりの形で進んでまいりたいというのが、偽らざるいまの現状でございます。

○大出委員 古い資料を私思ひ出して出してみた

のですが、「粗雑な視察の網」「ソロバンにあう下請け」と題して、「検査屋」と称する記事が新聞に書いてありますが、読売新聞の「日本の医療」という解説に載っています。それから中部日本新聞には「縁の下力持ち」「衛生検査技師さん」「きんちゃんとして早く」「タンの見分けに一年半」と書いてある。これはもう相当な学問と技術が必要になる。そうかと思うと、この衛生検査技師の分野は普通のお医者や学校の出てきた方々では入れない。つまりこれは卒業して国家試験に受かって医師になつてしまふと、これはきめられた自分の専門に住むわけですから、どうしても衛生検査技師などといわれるほうの分野に入つていけない面がある。どんなこの分野も変わりませんから、こちらのほうで博士をおとりになつた方も最近は何人もおいでになるようでありますから、そうなりますと、そういう点でほんとう言へば、この分野を医者とは独立した立場にして専門化して、学会もいまいごいますけれども、そうして進めていかなければならないということを書いてある新聞もこの中にある。「あなたの血液型は」「間違つてゐる例外に多い」、数字がずつとあつておられますが、これは確かに百人につき三人の割合で間違つてゐるのです、これを見る。血液検査をやつて——私B型なんです、B型と思つていたらそうじゃなかったということが至るところにあるわけですから、そうすると、よほどこのところはこのことまで考えなければならぬ問題だと思つてゐるわけなんです。ですからいまお話しした病院とか診療所とかいうところでもやるといふことになれば、そこに医師がいるわけですから、だからそれなりである程度規制のワケがなくても当面やれるとは思ひます。しかしここに書いてあるようにそろばんに合うかどうかというように、検査屋などという商売が大阪でも行なわれる。こういうことになると受け取り勘定で幾らということになるわけでありまして、これは何が出来るか

わからぬことになるわけだ、全くしるうとですから。だからそうすると、ここにあるように「あなたの血液型」「おそろしい結果招く」「誤判定が二・四パーセントも」なんというふうなことになるかねないわけですね。私はおたくのほうでやっておられるこの「衛生検査技師法一部改正の要点(案)」というのをながめて言つておるわけです。このままでもとめられたんじや困るから、こまに要点が——大臣はそういうふうには答えられなかつたが、しかし斎藤大臣も専門の分野ではない。大臣におなりになつて長くおいでになるわけではない。皆さんのレクチュアをお聞きになつてものを言つておられるわけですね。それで大臣はあつさり私の意見にお乗りになつたけれども、ではようござんすといつて終わつても、うしろで控えておる皆さんの側でそうされないから、そこでさらに突つ込んで私はものを言つておるわけですが、それを見ると、明らかに二種免許は従来の無試験免許の資格者に与えられるものといふことになる。そして、「その業務範囲は従来の検査とすること。」こうなつておるだけで、どうもこのままだと、無資格者はやれないといふふうな受け取れる条項といふものはない。だから、何かやはりそこにもう一歩進んで、さつきちよつとお話にありましたが、そういう検査屋みたいなところは何かワケをかけたといふ、そのワケのかけ方を実は聞きたいのです。どういふワケをかけたかといふことですね。

○松尾政府委員 検査の中身が間違つておれば、御指摘のとおり、むしろやらないほうがいいという結果にこの条項はなるわけです。したがいまして、野放しといわれおるような、そういう検査所といふものが無責任な形であるといふことは、医療にとつてむしろマイナスでございますから、私も、先ほど来申し上げましたように、そういう検査施設においては厳重な資格、たとえば衛生検査技師がいなければならぬ、これは当然のことでありまして。その上にさらに、少し大きなところで管理上の立場の人にも必要でございますし、うし、そういう監督を受ける立場としての技師を置いておくとかいふような条件をかませまして、そして厳密な正確さの管理といふことができるような仕組みで押えたい、こう考えております。

○大出委員 それでも現状よりは数歩前進することになると思ひますが、それでいいということにはなりません。ここにもう一つあります。読売新聞であります、血液型の間違ひで死ぬ」「黒部で入院患者」、厚生病院であります、そこでなかつた。そのために警察の方が衛生検査技師から事情を聞いておる。四十一年十月一日の読売新聞に出ています。これは検査結果を書き間違えたといふ事故です。それで死んだ。しかし、ここらのは、いま言われる管理、それをほつきりしておきませんと、こういう問題が起こる。それにしても、その基礎はやはり有資格者が取り扱わなければならぬといふことになるわけでありまして、衛生検査技師の方々が、四十一年十一月ごろから無資格者をなくすための署名運動まで始めておるわけですが、監督の衝に当たる厚生省がそういうことを検査技師会の方にさせなければならぬといふことは、私は非常によくないと思つてゐる。その辺のところは十分ひとつ御配慮いただきたいと思つておるわけですね。

ところで、大臣、委員長もだぶ仕事があつて、立つたりすわたりといふような感じに受け取れるのですが、これは、「衛生検査技師法一部改正の要点」といふのがあつたのですけれども、要点的に第一、第二だけいま考えを申し上げた。あとまだいろいろあるのですが、これをやっておりますと、やはりこの設置法の試験その他の問題とからむものから、詰めていきますと、審議会をおつくりになるというのですけれども、では講習や、この特別試験なら特別試験といふものを考えた場合に、いなかのほうで講習や特別試験はどうやってやるのかといふ問題がある。町の中なら交通の便もいから機会均等だ。しかしいなかに行つたらそれはできぬ。それから、業務を休んで講習や試験に行つたら、個人的な問題と

していろいろの問題が起るわけです。たとえば、これまたお宅の管轄ですけれども、調理師法という法律があります、議員立法ですけれども、これなんか、板前さんが試験を受けに行きますと、一日に三千円から四千円も金がかかります。それでも試験を受ければ資格がとれるからというので、受けに行こうとするが、行きたくてもどうしても行けない人が出てくるというのと同じで、忙しいのです。この衛生検査技師さんもおそらく行けない。そういうのは一体どういった審議会であろういふふうに試験といふものをお考えになるかという点。それから、現在の資格者が試験を受けるという場合に、一言で申し上げれば、いまの開業医の皆さんに国家試験をもう一ぺん受け直してみるというたら、受かる人はほとんどないですよ。それは、診察技術は卓越してしまふようになっていけるけれども、学問的に、それじや国家試験をもう一ぺん受け直せといつたら受かるか、これまた受からない。記憶力も薄れてゐるし、新しいものを覚えるという能力に欠けるようになってゐる年齢でございますから。そうすると今度は試験の問題なんといふものも、こういう席でやさしいのをつくれといふわけにいかぬけれども、相撲だつて横綱になつた人は年寄一代制で、年寄株がなくつたつてその人の一生は横綱で通つていくのです。そうだとすると、いままで苦勞をしてやつてきた、この新聞にある縁の下力持的な方々を、診察エックス線技師法のとくも問題になつたのですけれども、じや三年課程ができた、旧来の方々は二年課程だ、そこで厚生大臣の試験を受けなければ資格者は一種にならぬといふことになるかと、努力してきた方だけに非常に深刻な問題です。そこらの問題が全部からんでいきますので、この設置法に關連しまして、そこからこまかに承りたいのです。

そこで実は委員長に承つておきたいのでありますけれども、かたがつくまでおつき合ひをいただけるものならば、もう一、二時間、何なら二、三

時間御質問申し上げたいのでありますけれども、
どうでありますか。皆さんだいたいおつかれのよう
でございます。しょうがないからおいでになる
という感じなんだが、そのところをひとつ御相
談いただけませんか。

○藤田委員長 速記をとめて。

〔速記中止〕

○藤田委員長 速記を始めて。

次回は来たる十五日午前十時理事会、午前十時
三十分委員会を開会することとし、本日は、これ
にて散会いたします。

午後四時三十九分散会

内閣委員会議録第一号中正誤

ページ 段行 誤

正

二三 横山利秋君

岡本隆一君外一名

二四 横山利秋君

大出俊君外一名

三一 横山利秋君

島本虎三君外一名

三一 横山利秋君

島本虎三君外一名

三一 横山利秋君

山田耻目君外一名

同 第三号中正誤

ページ 段行 誤

正

一二 横山利秋君

大原亨君外一名

一二 横山利秋君

河上民雄君外一名

一三 横山利秋君

島本虎三君外一名

一三 横山利秋君

島本虎三君外一名

一三 横山利秋君

島本虎三君外一名